

(事業の目的)

(運営の方針)

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 有限会社 あいネット
小規模多機能施設 美心逢
- (2) 所在地 天理市東井戸堂町 372-1

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365 日
- (2) 営業時間 24 時間
- (3) 電話等での連絡も、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用料等)

第 6 条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣の定める基準によるものとし、当該介護サービス利用額が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合とする。

- 2 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越える地点から、25 キロメートル未満は 500 円とし、25 キロメートル以上は 1,000 円とする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第 7 条 介護員等は、サービスを実施中に、利用者の症状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、天理市、磯城郡川西町の区域とする。

(虐待防止のための措置)

第 9 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、苦情解決体制を整備するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定し、設置すること。
- (2) 成年後見制度の利用を支援すること
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的開催す

るとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(苦情解決)

第 10 条 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(感染症対策)

第 11 条 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講ずることに努めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることに努める。
- (2) 事業所における感染症及びまん延の防止のために指針を整備することに努める。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施することに努める。

(業務継続計画)

第 12 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることに努めるものとする。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施することに努める。
- (2) 従業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うことに努める。

(ハラスメントの防止)

第 13 条 事業所は、適切な指定地域密着型介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修： 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修： 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

平成 20 年 1 月 1 日

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社あいネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

改定 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。